

このたびの平成30年7月豪雨により被災されました各地の皆様方に、心からお見舞い申し上げます。

社会福祉施設を経営する法人様、施設様にご加入いただいております「社会福祉施設従事者相互保険制度」は、このたびのような大雨の災害により、①死亡されたり、②障害状態となったとき、又は③5日以上入院した場合について保障を行う保険です。

保険金・給付金の支払事由に該当、又は支払の可能性があると思われる場合は、下記の〈お問合せや給付のご請求等〉までご連絡ください。

被災された皆様が、1日も早く平常に回復されますよう心からお祈り申し上げます。

平成30年7月9日

公益財団法人 社会福祉振興・試験センター  
理事長 根本 嘉昭

〈お問合せや給付のご請求等〉

公益財団法人 社会福祉振興・試験センター 福祉第一部

☎:03-3486-7511 FAX :03-3486-7514

【社会福祉施設従事者相互保険担当：城間・高倉】